

伊達地方消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

伊達地方消防組合

管理者 須田 博行

伊達地方消防組合条例第4号

伊達地方消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

伊達地方消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和47年伊達地方消防組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1号を加える。

（8） 災害派遣手当

第6条中「1当務」を「1当務、1日」に、「500」を「2,160」に改める。

**附 則**

**第1条** この条例は、令和8年4月1日から施行する。